

豊橋市立南稜中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月3日

豊橋市立南稜中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート、生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。その結果を蓄積し、経年に渡って生徒の情報や変化が捉えられるようにする。
- ・職員会議で生徒情報、生活サポート情報を行い、教職員の生徒理解を深める。
- ・「性的マイノリティ」である生徒や、見かけや憶測からいわゆる「LGBT」のようだとされる生徒に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要であり、こうした生徒は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくいことが多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・構成的グループエンカウンター・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 南稜中学校校区健全育成会と連携し、いじめ防止標語を募集して生徒のいじめ防止に関する意識の向上を図る。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケートや教育相談を定期テスト前に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 家庭に持ち帰って行ういじめアンケートを年2回実施し、いじめに関する訴えを学校に伝えやすい環境を整える。(Google Forms を利用して実施)
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 校内相談室を整備し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会(校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、当該担任・部活動顧問等)」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応するとともに、保護者に事実関係を迅速に報告する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員は、生徒のささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携して行う。
- ク いじめが解決したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行うとともに、事後指導や現在の学校生活の様子を保護者へ伝える。
- ケ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するためチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- コ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容は、いじめ早期発見・対応マニュアルに沿って確実にを行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「南稜中学校いじめ調査委員会（校長，教頭，教務主任，校務主任，当該学年主任，生徒指導主事，生活サポート主任，養護教諭，当該担任・部活動顧問等）」を設置し，事案に応じてスクールカウンセラー，市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童生徒，保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り，加害・被害双方の児童生徒や保護者の心のケアに努める。

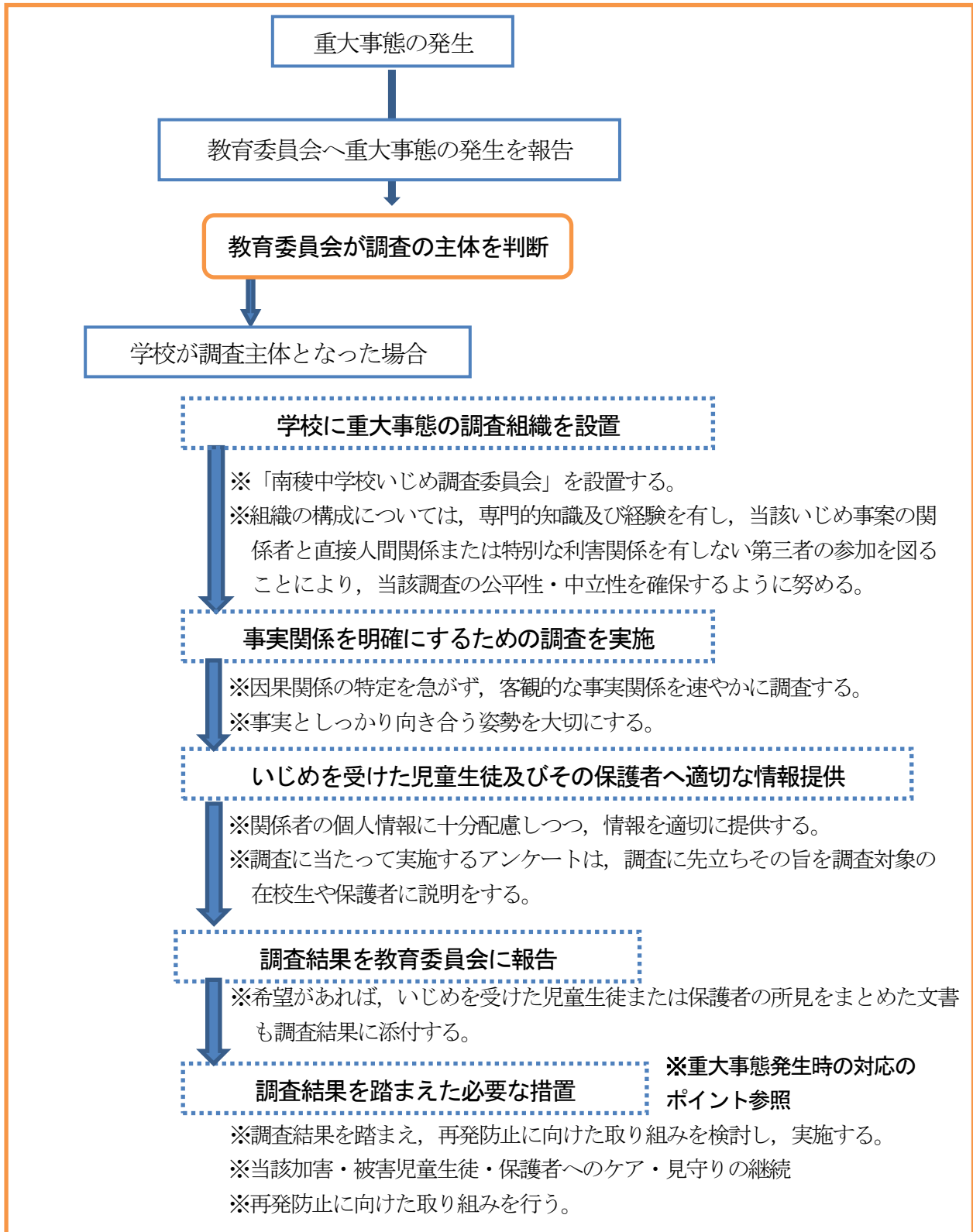
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては，P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し，実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを適宜実施し，生活サポート委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し，児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】



いじめ防止年間指導計画

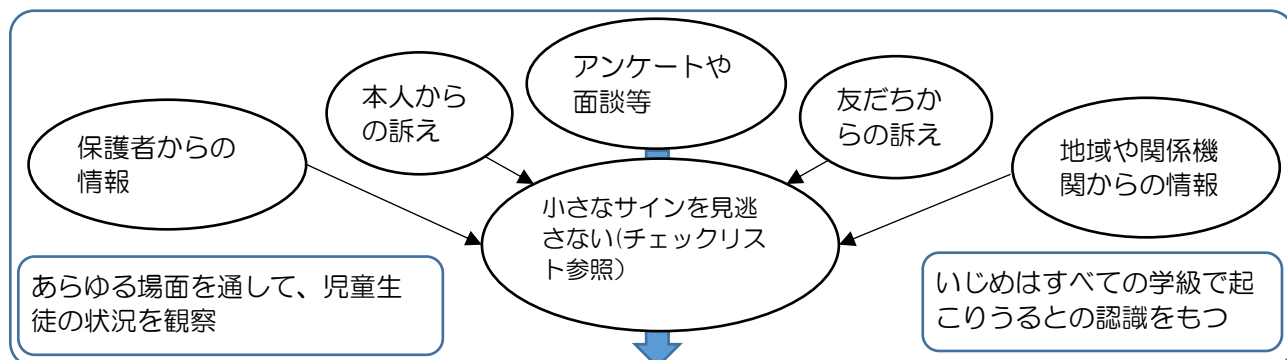
豊橋市立南稜中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止組織の立ち上げ 入学式・始業式で周知 相談窓口等の周知 小中情報交換会 校内研修(1) いじめ防止対策委員会(臨時に開催) 											
	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修(2) 学校評価(1) 											
未然防止	<p>学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証</p>											
	<p>学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・分かる授業の実践</p>											
	<p>縦割り色団別活動、ありがとうカード、学級会など、1年を通して行う活動</p>											
	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 保護者会による啓発活動 学校いのちの日、南稜学校いのちの日の取り組み あいさつ運動 くすなん会による障がい者理解 保護者会による啓発活動 人権週間の取り組み 											
早期発見	<p>日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換</p>											
	<ul style="list-style-type: none"> QU検査 いじめアンケート(1) 学校生活アンケート(1) 面談(1) いじめアンケート(2) 学校生活アンケート(2) 面談(2) いじめアンケート(3) 学校生活アンケート(3) 面談(3) いじめアンケート(4) 学校生活アンケート(4) 面談(4) いじめアンケート(5) 学校生活アンケート(5) 面談(5) 											

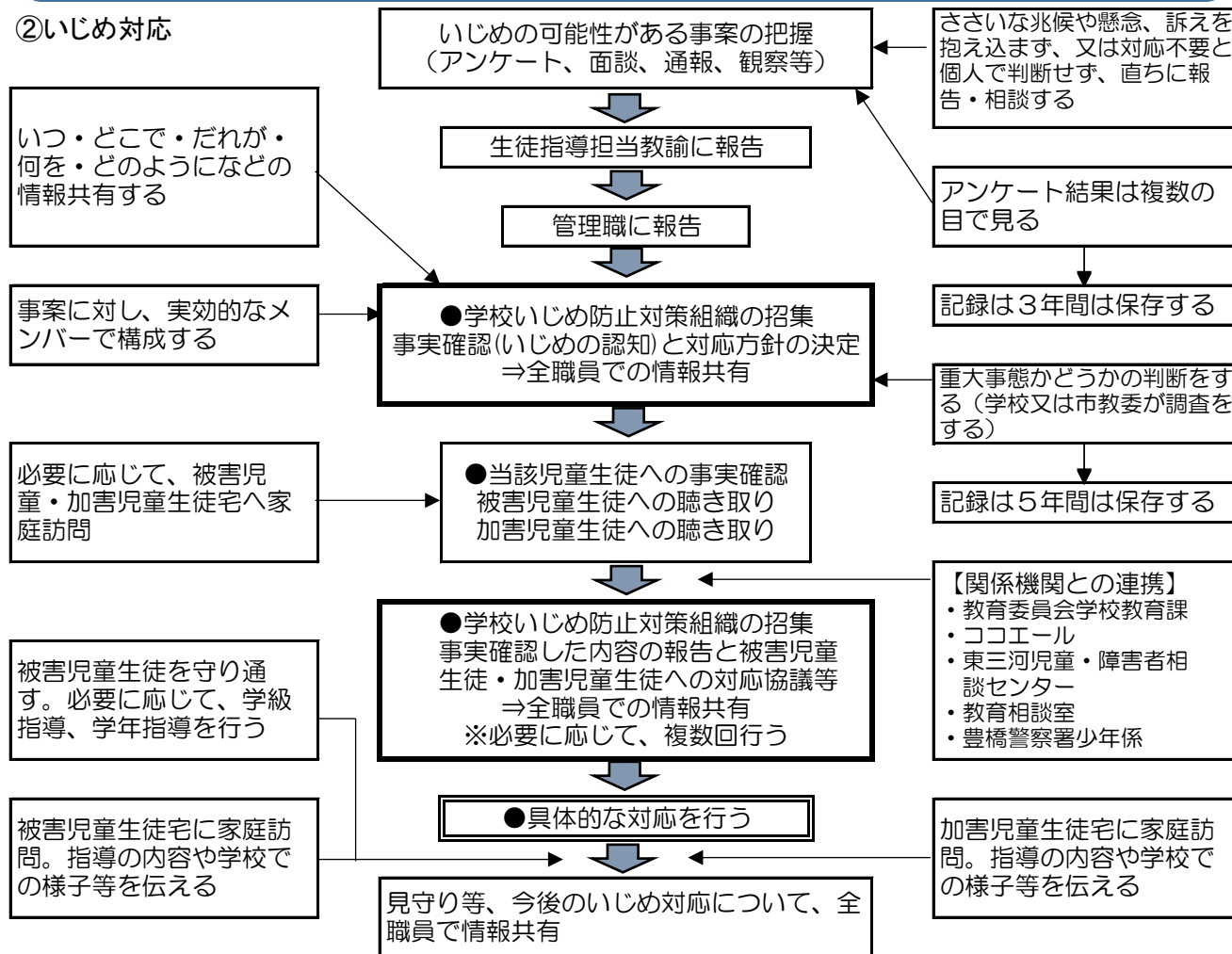
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立南稜中学校

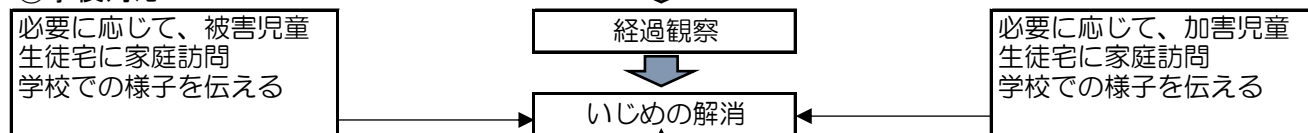
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、**少なくとも3か月を目安とする。**
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめ早期発見のためのチェックポイント

豊橋市立南稜中学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> あいさつに対してはっきり反応しない | <input type="checkbox"/> あいさつをされない |
| <input type="checkbox"/> 登校時間が遅くなっている | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増えている |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増えている | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、うつむきがちになる |
| <input type="checkbox"/> 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする | |
| <input type="checkbox"/> 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている | |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている | |

●授業中・休み時間

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる | <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下し、忘れ物が多い |
| <input type="checkbox"/> プリントが配布されない | <input type="checkbox"/> 班編成をしたとき、孤立する |
| <input type="checkbox"/> 学習用具がなくなる | <input type="checkbox"/> 発言すると、周囲がざわつく |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる | |
| <input type="checkbox"/> 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする | |

●給食・清掃の時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> その子が配膳すると、嫌がる素振りをする | <input type="checkbox"/> 会食するとき、机と机の間に隙間がある |
| <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる | <input type="checkbox"/> 会食中に周囲の会話に入ろうとしない |
| <input type="checkbox"/> 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする | <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしている |
| <input type="checkbox"/> その子の机やイスを運ぼうとしない | <input type="checkbox"/> みんなが嫌がる仕事をいつもしている |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスをかかえている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直の受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに威嚇する表情をする |

いじめ早期対応のためのチェックポイント

豊橋市立南稜中学校

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

いじめ防止対策のためのチェックポイント

豊橋市立南稜中学校

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にしている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている